

令和 8 年第 1 回

栗島浦村農業委員会総会議事

栗 島 浦 村 農 業 委 員 会

1. 開催日時

令和8年7月2日(木) 午前9時30分

2. 開催場所

役場2階 和室

3. 出席委員(4名)

本保 清代逸 脇川 義人 脇川 利浩
五十嵐 達樹

4. 欠席委員(1名)

松浦 一成

5. 議事録署名委員

脇川 義人 脇川 利浩

6. 事務局職員

事務局長 倉島 隆夫 事務局員 紺野 洋樹 本保 慧太

7. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 報告第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

8. 会議の概要

(午前9時30分開会)

議長

それでは、定刻になりましたので、ただいまより令和8年第1回粟島浦村農業委員会総会を開会いたします。

まず事務局から本日の出席状況をご報告いたします。

事務局員

本日の出席委員につきましては、出席が4名、欠席が1名となっております。よって、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条の規定に基づき、会議が成立いたしますことをご報告いたします。

議長

続きまして、日程第1、議事録署名委員について私から指名させていただきます。今回は、脇川義人委員及び脇川利浩委員にお願いいたします。

続きまして、日程第2、報告第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明願います。

事務局員

それでは、報告第1号について説明いたします。

申請者は■■■■氏です。申請地の所在地については資料のとおりです。

申請内容は、贈与による所有権移転です。譲渡人は高齢により農業の継続が困難となっており、生活保護受給に伴う資産整理のため、所有する農地を譲受人へ贈与するものです。

なお、6月10日に現地確認を実施しました。申請地は長期間耕作されていなかったため、農地として適切な管理がなされていない状況でしたが、現地確認後に譲受人へ耕作の意思を確認したところ、取得後に草刈り及び耕起を実施し、農地として利用する計画であることを確認しております。

また、農作業に必要な労働力についても確保されております。

以上のことから、本申請については、農地法第3条の許可要件を満たしているものと判断しております。

議長

ただいま事務局より説明がありました本件について、ご意見はありませんか。

.....

脇川委員

はい、譲渡人の農地を全て譲与するのでしょうか。

議長

脇川委員の質問について事務局、回答をお願いします。

事務局員

譲渡人の全ての農地が贈与となります。

議長

事務局の回答について脇川委員いかがでしょうか。

脇川委員

わかりました。

議長

ほかにご意見ありますでしょうか・

.....

議長

それでは、異議なしと認めます。

よって、日程第2、報告第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

以上で、本日の会議日程は終了しました。

これを持ちまして、令和8年第1回粟島浦村農業委員会総会を閉会いたします。

(午後9時35分閉会)

上記は、令和8年第1回栗島浦村農業委員会総会の議事経過であり、栗島浦村農業委員会総会会議規則第15条第2項の規定により、ここに署名する。

令和8年7月2日

議 長

署名委員

署名委員